

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和7年
3月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

2月4日に釜石鉱山株式会社様を訪問しました。

釜石鉱山株式会社

【安全衛生活動】

作業前ミーティング、月例の安全パトロール、3ヶ月ごとの課ごとの懇談会と様々な安全活動を実施しています。

目標を定めて安全衛生活動を実施し、その達成状況の確認を行っています。

課ごとで行った内容は、安全衛生委員会でとりまとめられ社内全体にフィードバックしています。



【階段のつまづき防止対策】

階段の最後の段を勘違いして踏み外した、つまづいたという他社で発生した災害事例を元に自社の災害防止対策につなげています。



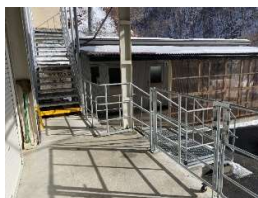
階段からプラットフォームへの段差に注意を促すステッカー、一段目を表す階段の塗装をすることで危険の見える化をしています。



【転落・墜落防止対策】

2M以下の高さであっても労働者の転落や、飛び降り等により捻挫、骨折等の危険があります。

出荷を行うプラットフォームの高さは2M以下ですが、トラックの**駐車場所は開閉式となっている手すり**を設置してあります。



【積雪対策】

工場のある地区は積雪が多く、駐車場の除雪に力を入れています。大雪等の場合は、従業員を早期に帰宅させる等の通勤時の安全対策も講じています。



【働き方改革】

・労働時間の適正管理

残業の申請漏れがあると、自動でアラート表示されます。実際の残業の内容も把握し、業務の効率化につなげることで残業時間の短縮につなげています。



・育児介護、パワハラ防止対策

「ハラスメントは許しません」社長方針を宣言するとともに、従業員へのハラスメント防止教育を実施しています。

男性社員への育児休暇の周知も力を入れており、**2名の男性社員が6ヶ月間の育児休暇を取得した実績**があります。



2 労働災害発生状況

【令和6年労働災害（1月末現在）】

88件（前年同77件）
死亡災害 1件（同0件）

【令和7年労働災害（1月末現在）】

3件（前年同期3件）
死亡災害 0件（同0件）

【1月届出の災害事例】

介護施設で大柄な入所者を1人で起こす際に、腰部を負傷した。応援職員を呼び複数名で対応する、又は腰部の負荷の少ない手順で介護を行う必要があったもの。腰痛を引き起こす主な要因は、「無理な姿勢を維持すること」「無理な姿勢のまま力を込めてしまうこと」です。正しい手順で介護を行うよう、安全衛生教育を行ってください。

4 育児・介護休業法が改正されます。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)の メニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

※ 就業規則の改定を行った場合は、労働基準監督署への届出が必要です。